

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第9回 総会議事録

期日 令和 5年12月 6日

場所 おいらせ町役場分庁舎

## 第9回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年12月 6日(水) 午後 4時01分

3. 閉会日時 令和 5年12月 6日(水) 午後 4時38分

### 4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君
10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君
14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君	17番 成田 健義 君
19番 松林 勝智 君		

### 5. 欠席委員

13番 袴田 信男 君、16番 川口 勉 君、18番 名古屋 誠一 君

### 6. 会議に付した事件

- (1) 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第22号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第42号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第43号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (7) 議案第44号 農業経営改善計画認定に係る意見について

### 7. 会議録署名委員

15番 久保田 信一 君、17番 成田 健義 君

### 8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大  
農林水産課 主事 山本 皓太

### 9. 書 記 次長 川口 嘉大

開会 午後4時01分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第9回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 15名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、1番 日ヶ久保 委員は、多分来るとは思いますけど。13番 袴田 委員と、16番 川口 委員、18番 名古屋 委員は、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、15番 久保田 信一 委員、17番 成田 健義 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の川口（事務局）次長を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第21号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第21号について説明します。</p>

	<p>議案書の1-1から1-4ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
7番 (吉田委員)	<p>はい。7番 吉田です。</p> <p>4番5番ですけど、[ ]さんが取得した。これ相続になっていますけど、なぜ4と5に分かれていますか。同じ人なんですけども。……見れば、取得した日が同じで、取得した人も同じなんですけど。</p>
事務局 (川口事務局次長)	<p>はい。では、お答えいたします。</p> <p>まずですね、4番の方、下屋敷 [ ] 外8筆の分なんですけど。こちらは [ ]さんが [ ]から。 [ ]さんが7月19日に亡くなったことにより、7月19日に相続日ということで取得したものです。</p> <p>5番の方がなんで別になっているかと言えば、こちらの方は、被相続人が [ ]さんから始まる相続の登記を行ったもので。 [ ]さんは亡くなっている。おばあさんなんですけども、 [ ]さんのところの。 [ ]さんが亡くなったのが平成23年9月13日だったんですが。相続がですね、相続権が [ ]がありましたので、この場合それが消滅したのが、 [ ]さんが亡くなった令和5</p>

	<p>年7月19日っていうことで。相続登記上は、同じく令和5年7月19日に [ ] さんがこの後田 [ ] と [ ] を取得した訳ですが。 [ ] さんが取得する前の所有者は、 [ ] さんだった。で、23年9月13日に [ ] が相続した、っていう形で。それがまた [ ] さんが亡くなって令和5年7月19日に、同じ法務局で一緒にやったわけなんですけども、 [ ] さんが [ ] さん分を相続したものであり、登記完了証とかそういったものも、別々に案件として処理されたものなので、届出の方も別々に出されまして、それについてこちらの方で、4番と5番と分けて報告したものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>あとございませんでしょうか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第21号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第22号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第22号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1から7をご覧ください。</p> <p>照会は7件であり、内容については記載のとおりです。農業委員</p>

<p>議 長</p>	<p>及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第22号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第40号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第40号について説明します。</p> <p>議案書の3-1と3-2ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案3件であり、所有権移転が3件です。</p> <p>番号1は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料8をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 西下谷地 [REDACTED]、地目は田、面積は2,927平方メートルとなっております。</p>

番号2は、売買による所有権移転です。

資料9をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 緑ヶ丘四丁目 [REDACTED]、地目は畑、面積は5,000平方メートルとなっております。

番号3は、親子間贈与による所有権移転です。

資料10から12をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 向山東四丁目 [REDACTED] 外11筆、地目は田と畑、面積は合計37,868平方メートル（約3.7ヘクタール）となっております。

申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。

ありませんでしょうか。…いいですか。

(質疑・意見なし)

議 長	<p>では質疑なしと認め、議案第40号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第40号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第41号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第41号について説明します。</p> <p>議案書の4ページ 番号1と資料13と14をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、立蛇 [REDACTED]、地目は畑、面積は1,461平方メートルです。用途、転用の事由は太陽光発電設備用敷地となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>はい、5番 沼館です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。11月28日に 松</p>



	<p>林会長、久慈委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駁主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、太陽光発電設備を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周りをフェンスで囲み、整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>では質疑なしと認め、議案第41号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第41号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第42号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第42号について説明します。</p> <p>議案書の5-1から5-5ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年11月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。賃借権の設定が2件、売買が8件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は49筆で、合計面積は64,235平方メートル(約6.4ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。…ないですか。</p>

議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第42号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第42号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第43号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。本議案の中には、吉田 良紀 委員と後継者が当事者となっている事案がございます。議案第9号 番号3から6は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、吉田 良紀 委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(吉田 良紀 委員 退席)</p> <p>それでは、まず、吉田 良紀 委員と後継者が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第43号 番号3から6について説明します。</p> <p>議案書6-2から6-3ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃借権の設定が4件となっております。これにより集積</p>

	<p>される農地は9筆で、合計面積は18,271平方メートル(約1.8ヘクタール)です。設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。吉田良紀委員の入室を認めます。</p> <p>(吉田 良紀 委員 入室)</p>
議 長	<p>吉田 良紀 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第43号残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の6-1ページをご覧ください。</p> <p>使用貸借権の設定が2件となっております。これにより集積される農地は6筆で、合計面積は12,289平方メートル(約1.2ヘクタール)となります。設定期間は5年から20年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。…いいですか。</p>
<p>7番 (吉田委員)</p>	<p>はい。7番 吉田です。</p> <p>1番の [ ] さんのを [ ] さんが借りたの。これ20年、まずそういう期日ですけど、貸している人が亡くなった場合はどういう手続きが必要ですか。まず、20年っていえば亡くなる可能性もある。もう一回この、めんどくさい質問ではないと思いますけども、どういう手続きが必要ですか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>相続者が中間管理機構の方で指定する手続き、文書による手続きをすることになると思うんですけども。一回、中間管理機構の担当者に聞いてみて。で、そういった正確な流れみたいなものを、ちょっと私も確認した上で、吉田委員始め、委員各委員に、次、最終の機会にお答えします。</p> <p>以上です。</p>

議 長	これ、期限があるのか。わかんないけど、設定する期限に決まりがあるのか。
事 務 局 (西館事務局長)	いや、これは特に本人同士なので、ないですけども。要するに出し手の方が亡くなって、出し手になりますよね。だからその方が亡くなると、出し手の方の名義変更と言いますか、登録の変更をして、要するに相続してもらって、出し手の方に振り込みとかしなければならなくなるので、その振り込み先を変えなければならない。そういう手続きが多分必要になってくると思います。はい。
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>あとございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>なければ、議案第43号残りの事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第43号残りの事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第44号「農業経営改善計画認定に係る意見について」を議題とします。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第44号について説明します。</p> <p>議案書の7ページと別紙資料をご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年11月20日付けで農業経営改善計画認定について意見を求められております。内容につきましては、担当の山本から説明します。</p>
<p>農林水産課 (山本主事)</p>	<p>農林水産課 山本です。</p> <p>■■■■■■氏の農業経営改善計画認定申請書について、ご説明いたします。この方はキャベツ、大根、白菜による営農活動を行っております。現在は、本人と家族3人の合計4人により農業経営しており、今後は国や県の各種補助事業であったり、低利な資金制度を活用して最新の機械への更新、導入により、農作業の負担軽減と生産効率を向上させながら、農地の規模拡大と生産量の増加に取り組んでいく予定です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
<p>5番 (沼館委員)</p>	<p>はい、5番 沼館です。</p> <p>これはあの、農業者認定に係るものですね。農業者認定。</p>

<p>農林水産課 (山本主事)</p>	<p>はい、認定農業者になる際の申請になります。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>この方は専業農家なんですか、兼業農家なんですか。</p>
<p>農林水産課 (山本主事)</p>	<p>この方、専業農家ですね。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>専業。…それですね、(2) のですね、「農業経営の現状及びその改善に関する目標」ってあるんですけども。この年間所得っていうのは、これ現状は375万、で目標が461万。これを買っても100万くらいしか増えないと。で、この年間所得っていうのは、売上なんですか、それとももう手取りになった所得っていうことですか。売上。所得。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>所得なんですから、経費をのぞいた部分です。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>その肥料とかそういうのをのぞいて、入っているのがこれということですね。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい。</p>



<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>それですね、この人ひとり…その下の鍵かっこみたいなところに「従事者1人当たりの年間所得」が375万、目標も461万。これ4人でやるんじゃないんですか。違うんですか。その上の方も年間所得が375万、目標も461万。これ一人分ではないですか。</p> <p>それからひとつですね。右の方に時間がありますけども。こっちは時間、1人当たりが1600時間、年間。目標が2000時間。で、またその上の方が年間労働時間、現状4000時間。目標が5200時間。で、年間所得が同じって、これどういうことですか。</p>
<p>農林水産課 (山本主事)</p>	<p>確認して、また後でお答えしてもよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>確認してもらったら。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>それですね、計算してみたら、下の方がこれ1人当たりの、1時間当たり2343円なんです、現状は。目標は2300円です。時間当たり。ほぼ同じなんです。っていうことは、4人でやったときに4000時間だと937円、5200時間で割ると886円。これが青森県っていうのが最低賃金より安い。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>「主たる」っていうのが、経営者の方の所得っていうふうなことで。要は家族従事者があと3人いるということで、トータルで375万を461万やるということです。主たる従事者の時間はですね、裏面の方に4人の方の従事時間とかが載っているんですけども。これの主たる方、<span style="background-color: #cccccc; color: black;">          </span>さんの主たる時間が、ここに載っている</p>

	というふうな見方をしてもらえればと思うんですが。
5 番 (沼館委員)	2000時間な。この上は。
事務局 (西館事務局長)	上の方は、4人の方の時間数。
5 番 (沼館委員)	うん、4人の時間数で。じゃあ、年間所得は1人分ということ。
事務局 (西館事務局長)	年間分は、うん、まずひとり分です。主たる方の分がそのまま所得になっているということです。
5 番 (沼館委員)	そうするとこれはあの、青森県の最低賃金より難しいということですね。
事務局 (西館事務局長)	まあ、これでいくとそうなります。
5 番 (沼館委員)	少しだけ心配していた。
事務局 (西館事務局長)	そうですね。 …まあ、一応、目標ですので、ある程度認定農業者になって、機

<p>議 長</p>	<p>械とかを揃えて、効率を上げていって所得を上げていきたいというふうなことで、今回申請してきてきたものだと思いますので。</p> <p>経費かかって、のぞいても全利益が375万とは。それだけでも大変だよな。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>それで、一番後ろのチェックリストの方なんですけども、農業所得、これ目標が570万から670万。こっちの前の方の461万というのが合計に載っていなければいけない。</p> <p>こっちの申請書の方の前見ると、現状が375万。目標が461万。で、チェックリストの方を見ると、目標が570万から670万って書いてある。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>あの目標のところのカッコ書きのところ、個人所得で行くと、430万から530万の中に入っているんで、一応目標はクリアするというところで丸になっているという見方になります。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>これ、認定する理由として、「目標所得500万」とありますよね。これ、こんなふうに行かないですよ。これだと。460万、平均で。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>ここは、記載間違いです。はい、すみません。ここは461になります。</p>
<p>5 番</p>	<p>これですね、きちんとやらないと。町長とか、知事とか、農政局</p>

<p>(沼館委員)</p>	<p>長、農林大臣まで行く資料なんですよ。これ。そうでしょ、これ。もうちょっときちんとやってもらいたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>一応、この申請は町、この一番表紙についている「おいらせ町長」に丸ついているので、町長が認定することになります。</p>
<p>議長</p>	<p>まあ、とりあえず良い機会だから、調べてみて。もっとわかるような形で。すぐわかるように。</p> <p>いいですか。</p>
<p>5番 (沼館委員)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>ほか、ありませんか。</p>
<p>8番 (袴田委員)</p>	<p>はい、8番 袴田です。</p> <p>ちょっと確認が1点です。表の(2)の「農業経営の現状及びその改善に関する目標」のうちで、年間労働時間4000時間から5200時間を目標とするという計画になっていました。</p> <p>ところが、これをめくっていただいて、右側の辺の…中間あたりの⑤、「農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置」とあります。その中の目標が、「定期的な農休日を設定し、労力軽減を図る」ということで、この手の労働時間はできるけども、ここの目標の時間は、逆行した内容になっているのではないかなと。ちょっと反対</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>の表記になっているのではないのかなと思いますけども。</p> <p>労働時間は増えているけども、「労力軽減をしましょう」という。実際は労働時間が増えている分、増える目標になっているにもかかわらず、労力軽減をやりましょう。これちょっと前後が合わない。</p> <p>あのここの、⑤のところは労働時間については、目標の金額とか面積も増えていく形なので、時間的には増えます。ただ、やはり時間増えますけども、定期的な休みの日を設定して、軽減を図っていきましょうという目標になりますので。時間は面積とか増えますのでその分、その分やはり増えますけども、その中でも休暇は取っていきましょうという意味での「労力軽減を図る」という表現になっているとご理解いただければと思いますけど。</p>
<p>8 番 (袴田委員)</p>	<p>この表現が、「労働時間の軽減を図り、定期的な農休日を設定する」。ちょっとやっぱり合致しない、表現みたいになります。</p>
<p>議長</p>	<p>あの4000時間で、この目標も4000時間だとまだ、増えてもさ。どうしても、かなりのままだっきゃ。そういう意味にも取れる。</p>
<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>目標は(令和)10年で1町歩増えたところでもって、時間が増えていくのが筋だけど…</p>
<p>議長</p>	<p>この時間が増えていくけども、これでも次、2000時間だから8時間が20日…1人200さ行けば、</p>

	<p>…ここ後で、調べて。時間とかさ。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>そうですね。ちょっと表現のところはちょっとまた、疑問があるということなので、表現のところは見直してみたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>8番 (袴田委員)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>あと、ございませんでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第44号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第44号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第9回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後4時38分